自主的避難等対象区域(伊達市)から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用(月額3万円)のほか、一時帰宅費用、避難に伴い失職した父母それぞれにつき原発事故前の平均月収の6か月分相当額の就労不能損害、子1名につき平成24年1月から平成27年3月まで月額2万円又は1万4000円の避難雑費、申立人母の妊娠期間中につき月額2万円の避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、及び、同X4(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないこととする。

記

- 1 平成23年分
 - (1) 避難費用 (避難·面会交通費)
 - (2) 避難費用(宿泊費)
 - (3)避難費用(引越し関連費用)
 - (4) 生活費增加費用(二重生活)
 - (5) 生活費增加費用 (家財道具購入費用)
 - (6)精神的損害
 - (7) 就労不能損害(X1)
 - (8) 就労不能損害(X2)

上記(1)~(8)につき、平成23年3月11日から同年12月末日

- 2 平成24年分~平成27年分
 - (1)避難費用(一時帰宅費用)
 - (2) 避難費用(宿泊費)
 - (3) 就労不能損害(X1)
 - (4) 就労不能損害(X2)
 - (5) 避難雜費

上記(1)~(5)につき、平成24年1月1日から平成27年3月末日

3 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立 人らに対し、金7、898、679円の支払義務があることを認める。 (内訳)

1 平成23年分

	(1)避難費用(避難・面会交通費)		617,	600円
	(2)避難費用(宿泊費)		50,	000円
	(3)避難費用(引越し関連費用)		250,	000円
	(4) 生活費増加費用(二重生活)		120,	000円
	(5) 生活費増加費用(家財道具購入費用)		150,	000円
	(6)精神的損害		280,	000円
	(7) 就労不能損害(X1)		423,	0 9 4 円
	(8) 就労不能損害(X2)		934,	852円
2	平成24年分~平成27年分			
	(1)避難費用(一時帰宅費用)		595,	200円
	(2)避難費用(宿泊費)		41,	550円
	(3) 就労不能損害(X1)	2,	115,	472円
	(4) 就労不能損害(X2)		934,	852円
	(5)避難雑費	1,	156,	000円
3	本件和解仲介に関する弁護士費用		230,	059円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち、 金760、000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(第1記載の期間に限る。)に ついて、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件 和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解 決センターに交付する。 令和元年12月2日

(仲介委員 古澤 眞尋)